

富山市地域福祉計画

概要版

令和6年度～令和10年度

令和6年3月
富山市

1 基本的な考え方

地域福祉とは

- 地域の課題を住民自らが把握して主体的に解決を図るという考え方を基本に、「市民力」と「地域力」、行政による支援、社会福祉協議会やNPO法人、民間事業者による支援など、重層的な協働の取り組みにより、「地域共生社会」の実現を図るものです。

市民力とは

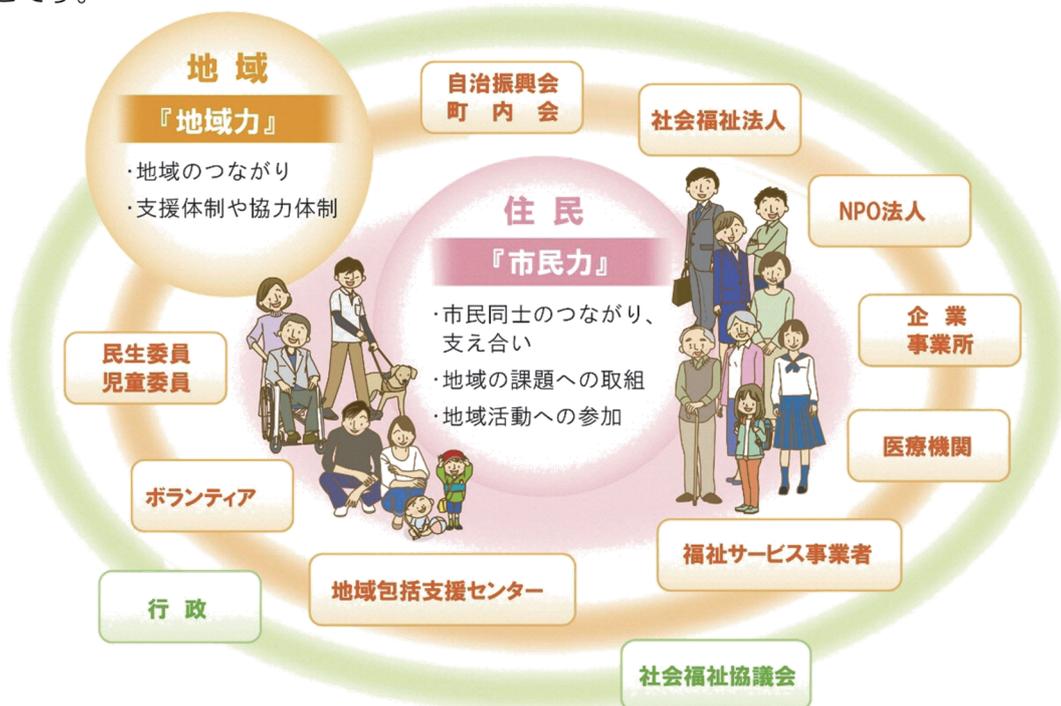
- 市民一人ひとりが、地域における課題を自主的・自発的に解決しようとしたり、地域福祉を推進するための基盤となる力をイメージしています。

地域力とは

- 地域における住民や町内会・自治振興会、各種団体、事業者など様々な人々が、お互いに協力し合い、自ら地域における課題を見つけ、その解決に向け活動を重ね、地域をよりよいものにしていく力をイメージしています。

地域共生社会とは

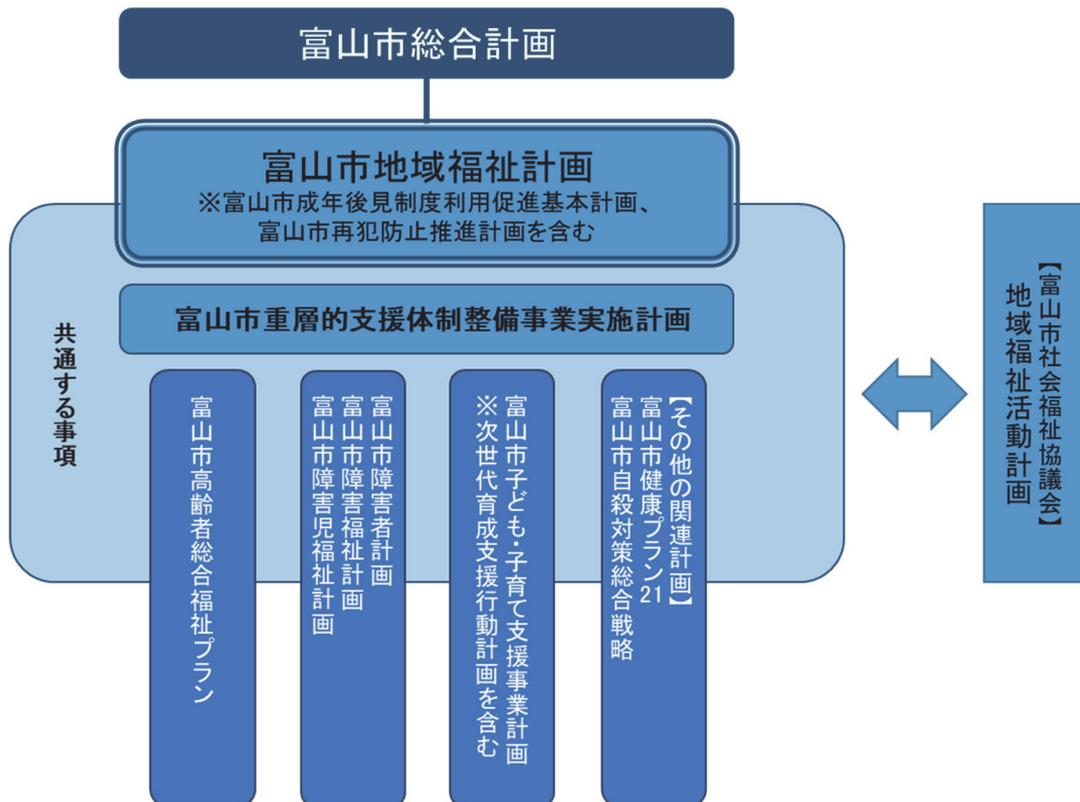
- 地域の課題には、制度や分野ごとの「縦割り」、「支える側」「支えられる側」という固定的な役割分担では対応が難しいため、誰もが「我が事」として、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながり、地域を共に築いて生きていこうとする社会のことです。



2 計画の位置づけと期間

位置づけ

- この計画は、社会福祉法第107条に定める「市町村地域福祉計画」です。
- 富山市総合計画を上位計画とし、重層的支援体制整備事業実施計画をはじめ、福祉分野の計画と整合や連携を図り、共通して取り組むべき福祉施策を中心に示すものです。
- 福祉分野における共通事項である「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に定める基本的な計画（「成年後見制度利用促進基本計画」）と「再犯の防止等の推進に関する法律」に定める「地方再犯防止推進計画」を包含する計画です。
- 富山市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、地域住民の自主的・主体的な地域福祉の推進を図る行動計画であり、この計画とは車の両輪の関係にあることから、相互に連携を図っていきます。
- 富山市は「SDGs未来都市」として、この計画においてもSDGs（持続可能な開発目標）の考え方を取り入れ、誰一人取り残さないまちづくりを推進していきます。



期間

- この計画の期間は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間です。

3 計画策定の背景（地域課題の検証）

計画の策定にあたり、市民・関係団体を取り巻く環境や地域福祉活動等に関する意識、課題等を把握し、検証するため、統計データを分析するとともに、アンケート調査と地域懇談会を実施しました。これらから見えてきた重要な課題は、次のとおりです。

統計データから

- 人口の減少が今後も続くと見込まれる中、高齢者のひとり暮らし世帯や障害のある人、生活困窮者など、支援を必要とする人々が増加してきています。
- 1世帯あたりの世帯人員が低下し、世帯数が増加しており、民生委員1人当たりの世帯数も、年々上昇し、民生委員の負担が大きくなっています。

アンケート調査から

※18歳以上の市民と市内で活動する福祉関係団体を対象に実施

- 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるためには、市民、関係団体とも、住民同士のつながり、支え合いが重要（必要）と認識されています。
- 地域福祉の団体活動は、支援の希望等に応えられない事例があったり、地域住民の関係性が希薄化しているため、より困難になっています。
- 悩みや不安を感じた場合に、多くの人が誰（どこ）かに相談できることがうかがえますが、より専門的な相談もできるよう、相談体制の充実が必要とされています。

地域懇談会から

※市内5地区の会場で実施

- 地域住民の高齢化により、見守り活動などの地域福祉の担い手が不足しており、若い世代の参加が求められています。
- 地域福祉の団体活動でも、若い世代が参加しやすい活動ができていないため、団体構成員の高齢化が進み、後継者や指導者が育たなくなっています。
- 地域における支援者や支援機関の周知と、その役割分担の明確化が求められています。

▽▽▽▽▽▽▽▽
<これらから見えてくる重要な課題>

I 人づくり

II 体制づくり

III 安心して暮らすための環境づくり

4 計画のめざす方向

基本理念

- 地域福祉をめぐる課題を解決していくためには、行政と関係機関等による誰一人取り残さない福祉のまちづくりのもと、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり、支え合う地域共生社会の実現が不可欠です。
- こうした社会のもとでは、人々が安心して暮らし続けられることができ、暮らし続けることで、その地域に対する愛着が育まれ、住み慣れた地域、住民が自らの手で守られていくという好循環が生み出されます。

誰もが住み慣れた地域で安心して
暮らし続けられるまちをめざして

共通する重要な視点

基本理念の実現に向け、次の3つの重要な視点から、様々な地域福祉施策を展開します。

- 地域共生社会の実現に向けたインクルージョンの理念の浸透
※インクルージョンとは、あらゆる人を地域社会で受け入れ、共に生きていくという理念。
- 地域福祉を支える人とネットワークの確保
- 支援を必要とする人に寄り添う地域づくりの進展

基本目標

地域福祉の課題の検証を踏まえ、次の3つの基本目標を掲げます。

基本目標Ⅰ

☞ 地域共生社会に向けた人づくり

基本目標Ⅱ

☞ 地域福祉がいきづく体制づくり

基本目標Ⅲ

☞ 安心して自分らしく暮らせる環境づくり

5 施策の展開 I

基本目標 I 地域共生社会に向けた人づくり

- 地域共生社会の実現に向け、支え合い等の重要性の認識を高めるとともに、互いを尊重し合うことのできる関係性を高めていくことを、性、年齢、障害の有無等を問わず進め、社会復帰をめざす人を含め、誰一人取り残さないまちづくりを進めていきます。
- 地域住民の意識や関係性が高まることにより、地域福祉活動やボランティア活動にかかわる人口が拡大し、今とこれからを担う人材が育まれます。こうした人づくりに連携、協働して取り組んでいきます。

1 ともに支え合う意識づくり

施策

- 1 啓発活動の推進
- 2 福祉教育の推進

主な取り組み

- 地域福祉の情報発信
- 地域福祉イベント等の開催
- 学校における福祉教育の推進
- 社会教育や生涯学習の推進

2 ともに尊重し合う関係づくり

施策

- 1 人権意識の向上
- 2 権利の擁護
- 3 再犯防止の推進
(富山市再犯防止推進計画)

主な取り組み

- 一人ひとりの人権意識の啓発
- 差別のない多様性を認め合う地域社会の実現
- 虐待の早期発見とネットワークの確立
- 日常生活自立支援事業の推進
- 広報・啓発活動の推進
- 保護司会との連携強化と多機関連携
- 更生保護活動への支援

3 地域福祉を担う人づくり

施策

- 1 地域福祉の担い手支援
- 2 ボランティア活動の推進
- 3 新たな担い手の発掘・育成

主な取り組み

- 民生委員への活動支援
- 地域を支えるボランティアの拡充
- ボランティアの育成と支援
- 富山市ボランティアセンターの充実
- 新たな担い手の発掘と育成
- 地域リーダーの発掘と育成
- 福祉・介護人材の確保

5 施策の展開Ⅱ

基本目標Ⅱ 地域福祉がいきづく体制づくり

- 地域住民の意識や関係性の高まりを、見守りなどの支え合い活動や個別の地域づくり活動等につなげて拡大を図るとともに、各種団体や企業、学校等との連携により、様々な活動が生かされるネットワークづくりや活動の場の確保を進めていきます。
- 身近な相談のほか、専門的な相談にも対応できるよう、包括的な相談支援に努めるとともに、誰一人取り残されることのない寄り添う支援に取り組んでいきます。

1 支え合う地域づくり

施策	主な取り組み
1 コミュニティの醸成	<ul style="list-style-type: none">● 地域の福祉課題の共有● 地域での交流促進
2 見守り、問題発見体制の充実	<ul style="list-style-type: none">● 福祉推進員の充実● 見守りネットワークの強化
3 各種団体の活動支援	<ul style="list-style-type: none">● 民生委員・児童委員協議会との連携● NPO法人、社会福祉法人等との連携
4 学校、企業等との連携	<ul style="list-style-type: none">● 学校との連携● 企業等との連携
5 災害に備えた対策の推進	<ul style="list-style-type: none">● 地域防災力の向上● 要配慮者の支援体制の確立

2 寄り添い支える体制づくり

施策	主な取り組み
1 包括的な相談支援の推進	<ul style="list-style-type: none">● 包括的相談支援事業● アウトリーチ等を通じた継続的支援
2 参加支援の推進	<ul style="list-style-type: none">● 参加支援事業
3 地域づくり活動の推進	<ul style="list-style-type: none">● 生活困窮者支援の推進● ひきこもりへの支援

3 地域福祉の場づくり

施策	主な取り組み
1 地域福祉活動拠点の整備	<ul style="list-style-type: none">● ボランティアの交流、情報交換の場づくり● 地域福祉の拠点づくり
2 公共施設の有効活用	<ul style="list-style-type: none">● 公民館などの公共施設の活用と柔軟な運営

5 施策の展開Ⅲ

基本目標Ⅲ 安心して自分らしく暮らせる環境づくり

- 支援を必要とする場合、または、今後必要となった場合でも、誰もが安心して暮らし続けられるよう、成年後見制度を含め、様々な制度やサービスの情報提供や相談支援に努めるとともに、サービスの量の確保と質の向上を図ります。
- サービスの利用や日常生活をおくるにあたってのバリアの解消に努めるとともに、性、年齢、障害の有無等にかかわらず、その有する能力に応じて自立し、安心して暮らすことができるよう、就労支援等に取り組んでいきます。

1 福祉サービスを安心して利用できる地域づくり

施策	主な取り組み
1 情報アクセシビリティの向上	<ul style="list-style-type: none">● 支援を必要とする人への情報発信● 支援者等への情報提供
2 きめ細かな相談支援の推進	<ul style="list-style-type: none">● 身近な相談を受け止める体制の整備等● 地域の相談員等の活動の充実
3 福祉サービス事業の充実	<ul style="list-style-type: none">● 福祉サービスの質の確保● 分野横断的な福祉サービス等の展開
4 成年後見制度の利用促進 (富山市成年後見制度利用促進基本計画)	<ul style="list-style-type: none">● 成年後見制度等に関する理解・啓発の推進● 本人と成年後見人等の支援環境や体制の充実

2 人にやさしいまちづくり

施策	主な取り組み
1 ユニバーサルデザインの推進	<ul style="list-style-type: none">● 公共的施設等のバリアフリー化の推進● 公共交通機関のバリアフリー化の推進
2 安心して暮らせる住まいの確保	<ul style="list-style-type: none">● 高齢者や障害のある人等に配慮した住宅の整備● グループホームの整備
3 能力活用と就労への支援の充実	<ul style="list-style-type: none">● 女性の活躍推進● 高齢者・障害のある人への就労支援
4 スマートシティ政策の推進	<ul style="list-style-type: none">● デジタル技術を活用したまちづくりの推進● デジタル格差の解消

富山市地域福祉計画 概要版

令和6(2024)年3月

発行/富山市 福祉保健部 福祉政策課

〒930-8510 富山市新桜町7番38号

TEL 076-443-2262 FAX 076-443-2208

URL <https://www.city.toyama.lg.jp>